

留学生受入れ促進プログラム予約制度取扱要領

1. 趣 旨

この制度は、留学生受入れ促進プログラムの実施に当たり、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校（第3学年以上）又は専修学校専門課程（以下「大学等」という。）への進学を目指して日本留学試験を受験した者（以下「日本留学試験受験者」という。）及び法務省が告示する日本語教育機関に在籍する留学生（以下「日本語教育機関在籍者」という。）のうち、成績が優秀であると認められる者を文部科学省外国人留学生学習奨励費（以下「学習奨励費」という。）の給付予約者として選定することにより、当該日本留学試験受験者及び日本語教育機関在籍者の進学後の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与するものとする。

2. 応募者の資格

留学生受入れ促進プログラムに基づく学習奨励費の給付の予約を受ける者（以下「予約者」という。）として応募できる者は、次の（1）又は（2）に該当する者とする。

（1）日本留学試験受験者

私費により我が国の大学等に^{（注）}正規生として進学を目指している者で、機構が実施する日本留学試験を、次のいずれかの科目選択により受験した者のうち、出願時に学習奨励費の予約者として応募の意志を示した者。

- ① 日本語のみ
- ② 日本語、数学（コース1又はコース2）
- ③ 日本語、数学（コース1又はコース2）及び理科
- ④ 日本語、数学（コース1又はコース2）及び総合科目
- ⑤ 日本語及び理科
- ⑥ 日本語及び総合科目
- ⑦ 数学（コース1又はコース2）及び理科
- ⑧ 数学（コース1又はコース2）及び総合科目

（2）日本語教育機関在籍者

日本語教育機関に在籍し、申請年度の次年度において、私費により我が国の大学等に^{（注）}正規生として進学を目指している者のうち、3.の（1）により推薦された者。

（注）「正規生」には、研究生、研修生、科目等履修生、専攻科生、別科生、聴講生、選科生等は含まれないものとする。

3. 日本語教育機関在籍者の推薦

（1）推薦方法

日本語教育機関の長は、学習奨励費の給付予約を希望する者について、書類選考及び面接等により、学習状況及び我が国の大学等への進学希望を確認の上、次項に定める推薦基準に該当する者を、留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者推薦書（様式1-1）、留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費推薦者調書（様式1-2）及び日本留学試験成績通知書の写しを添付した日本留学試験

成績通知書原本証明書（様式1-3）により、理事長に推薦するものとする。

(2) 推薦基準

- ① 機構が申請年度に実施する日本留学試験において、2.(1)③又は④の科目選択により受験した者で、^(注)成績が優秀であった者であること。
(注)「成績が優秀であった者」とは、「日本留学試験において、当該試験の平均点以上を得点した者」を目安とする。なお、この目安は推薦の基準に関する目安であり、選考の基準ではない。
- ② 在籍する日本語教育機関における申請年度の出席率が90%以上の者であること。
- ③ 大学等に入学し、学習奨励費受給後に、在籍大学等が行う進路状況等調査に協力する意思を有する者であること。
- ④ 在籍する日本語教育機関における学習成績（出席日数、授業態度等を含む。）が優秀であると認められる者であること。（平成17年9月5日付け留学生受入れ促進プログラム実施規程の別記に定める方法で求められる成績評価係数が2.30以上である者であること。）
- ⑤ 語学能力の水準が、次のア又はイに定めるいずれかの水準に該当する者
ア 日本語能力 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてN2レベル以上に合格した者、機構が実施する日本留学試験の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が200点以上である者又は機構が別に認める語学水準以上である者
イ 英語能力 CEFR（Common European Framework of Reference for Languages：Learning, teaching, assessment：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）においてB2レベル以上であると認められる者
- ⑥ 正規のコースに1年以上在籍している者（1年以上在籍する見込みである者を含む。）
- ⑦ 大学等に入学後に学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受ける予定でないこと。
- ⑧ 既に4.(1)により予約者に決定されている者でないこと。

4. 予約者の決定等

(1) 日本留学試験受験者

- ① 理事長は、2.(1)に定める科目選択区分ごとに、優秀な成績を修めた者のうちから予約者を決定する。
- ② 理事長は、予約者に対して、留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書（様式2-1又は様式2-2）を送付する。
- ③ 予約者は、入学先の大学等の名等を、留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者入学先の報告書（様式4）により、または、インターネットを通じて、理事長に報告するものとする。
- ④ 予約者は、大学等に入学した後、留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書（様式2-1又は様式2-2）の写しを添付して、当該大学等の長に留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者の入学届（様式5）を提出するなどにより、速やかに、学習奨励費を受給するための所定の手続を行う。

(2) 日本語教育機関在籍者

- ① 理事長は、3.(1)により推薦された者について、審査を行い、予約者を決定する。
- ② 理事長は、予約者に対して、留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書（様式3）を送付する。
- ③ 予約者は、入学先の大学等の名等を、留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者入学先の報告書（様式4）により、または、インターネット

トを通じて、理事長に報告するものとする。

- ④ 予約者は、大学等に入学した後、留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書（様式3）の写しを添付して、当該大学等の長に留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者の入学届（様式5）を提出するなどにより、速やかに、学習奨励費を受給するための所定の手続を行う。

5. 学習奨励費給付期間の延伸

理事長は、4. の（1）で決定した予約者のうち、次の（1）又は（2）に該当する者で、学習奨励費の受給者になった者が、（3）の条件を満たす場合、標準修業年限までの学習奨励費給付期間の延伸を行うことができるものとする。

- （1）日本留学試験の海外受験者で、試験実施国・地域のそれぞれにおいて、2. の（1）に定める科目選択区分ごとの成績が最優秀であった者
- （2）日本留学試験の海外受験者で、（1）に該当する者以外で、成績が優秀であった者のうち、理事長が特に認めた者
- （3）学年進行時において、留学生受入れ促進プログラム実施規程の別記に定める方法で求められる前年度の成績評価係数が、2年生進学時は2.3以上、3年生進学時は2.4以上、4年生進学時は2.4以上であること。（医学部、歯学部、薬学部又は獣医学部で6年制の場合は、続いて、5年生進学時は2.4以上、6年生進学時は2.4以上であること。）なお、成績評価係数で表すことができない場合は、成績評価係数相当以上で、成績が優秀であると認められる者であること。

6. 予約の取消し

理事長は、予約者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当すると認められる場合には、予約を取り消すことができるものとする。

- （1）提出書類の記載事項に虚偽または重大な過失による誤りが発見されたとき。
- （2）2.（1）の第1回試験の予約者のうち、翌年度4月までに我が国の大学等に入学しなかったとき、および、第2回試験の予約者のうち、翌年度の10月までに我が国の大学等に入学しなかったとき。
- （3）2.（2）の予約者のうち翌年度の4月までに我が国の大学等に入学しなかったとき。
- （4）その他、予約者としての資格を失ったとき。

7. 学習奨励費受給条件

予約者の学習奨励費受給の条件については、留学生受入れ促進プログラム実施規程第4条の規定を準用する。

8. 予約制度による学習奨励費受給者の給付の打切り

理事長は、学習奨励費受給者として決定した予約者が留学生受入れ促進プログラム実施規程第14条の規定に該当する場合、学習奨励費の給付を打ち切ることができるものとする。

9. 関係書類様式

- （1）留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者推薦書（日本語教育機関在籍者）
（様式1-1）
- （2）留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費推薦者調書（日本

語教育機関在籍者) (様式1-2)

- (3) 日本留学試験成績通知書原本証明書 (日本語教育機関在籍者) (様式1-3)
- (4) 留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書 (日本留学試験受験者) (様式2-1)
- (5) 留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書 (日本留学試験受験者) <海外受験成績優秀者> (様式2-2)
- (6) 留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書 (日本語教育機関在籍者) (様式3)
- (7) 留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者入学先の報告書 (様式4)
- (8) 留学生受入れ促進プログラム予約制度文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者の入学届 (様式5)

附 則

この取扱要領は、平成16年8月9日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成17年8月9日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成19年7月9日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成21年8月18日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成22年12月9日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成24年1月10日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成29年1月24日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成31年1月25日から施行する。